

食品産業をめぐる情勢

2019年10月

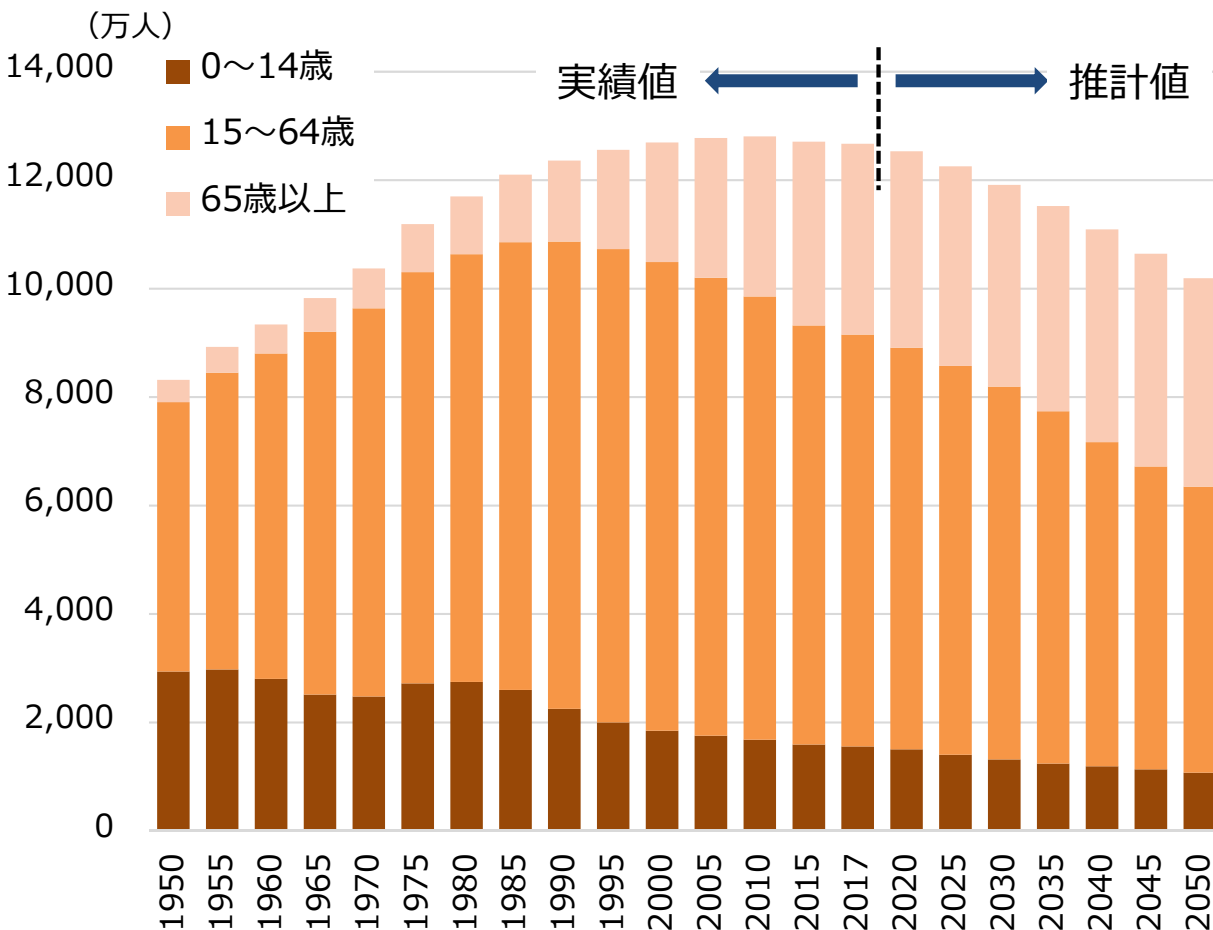
農林水産省
食料産業局

I. 人材不足対応

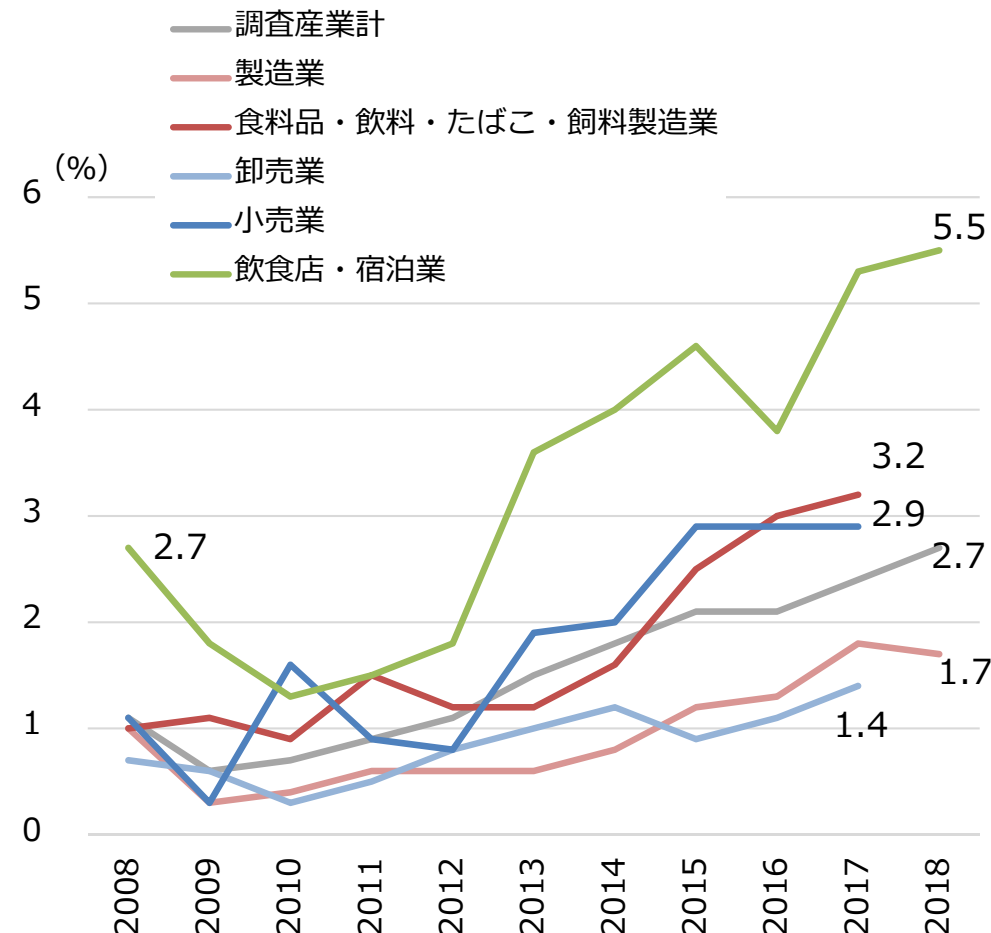
(1)生産年齢人口の減少

- 15～64歳の生産年齢人口は2013年で7,901万人と32年ぶりに8,000万人を下回ったことに加え、2017年では7,595万人まで減少しており、2040年には5,978万人と6,000万人を割り込むことが見込まれている。
- 欠員率も上昇傾向にあり、「飲食店・宿泊業」の欠員率は5.5%（2018年）、「食料品、飲料、たばこ・飼料製造業」は3.2%（2017年）、「小売業」は2.9%（2017年）といずれも高く、他産業より状況は深刻。

○人口推移



○欠員率



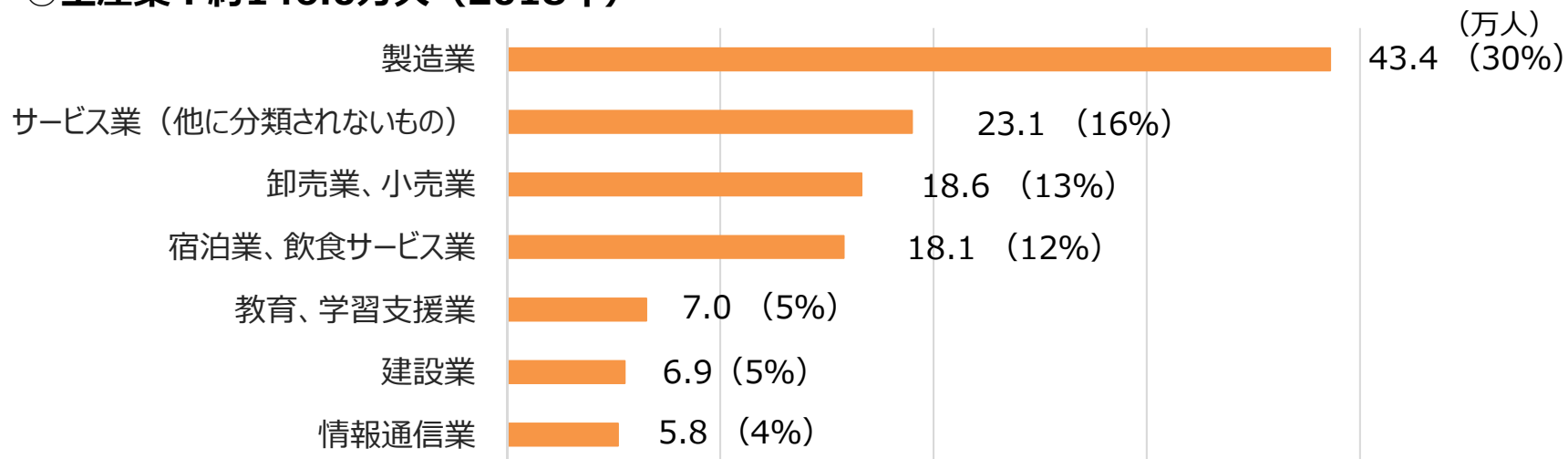
出典：2017年までは総務省「国勢調査」、「人口推計」（各年10月1日現在）、2018年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

出典：厚生労働省「雇用動向調査（産業、企業規模、職業別欠員率）」を基に農林水産省作成
注1：「欠員率＝（未充足求人数/6月末日現在の常用労働者数）×100」で算出

(2)外国人労働者への依存

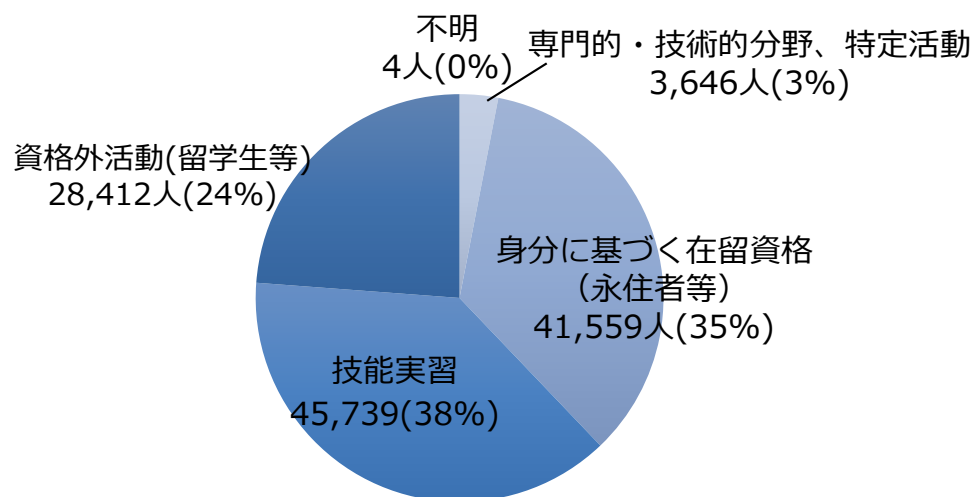
- 全産業に占める食品産業（食品製造業、外食産業の計）の外国人就業者の割合は約19%。
- これは、全就業者に占める食品産業の就業者の割合（7%）よりも大きく、食品産業は他産業に比べ外国人就業者への依存度が高い。

○全産業：約146.0万人（2018年）



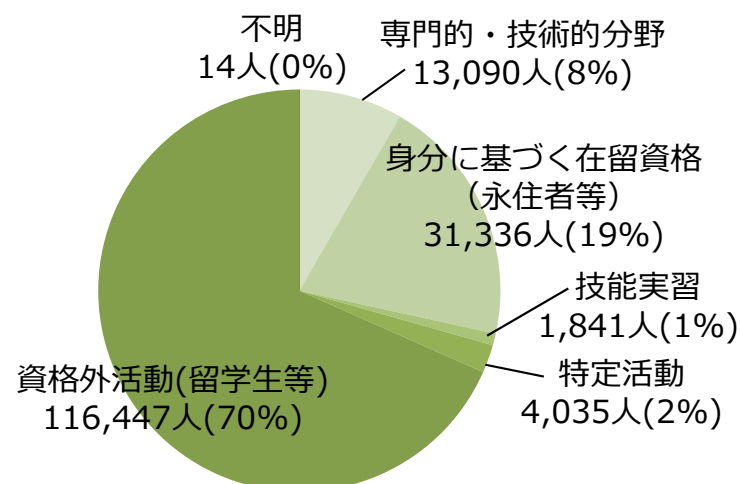
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめを基に農林水産省で作成

○食品製造業：約11.9万人（2018年）



資料：厚生労働省からの聴き取りを基に農林水産省で作成

○外食産業：約16.7万人（2018年）



資料：厚生労働省からの聴き取りを基に農林水産省で作成

(3)食品産業の生産性向上

①食品製造業における労働力不足克服ビジョン①

食品製造業における労働力不足克服ビジョンとは

- 食品産業戦略会議では、食品製造業の労働力不足に焦点を当て2018年11月から議論を重ね、2019年7月に「食品製造業における労働力不足克服ビジョン」を公表。
- これは、食品製造業の生産現場で労働力不足が深刻化する中、機械化や研究開発等の状況を踏まえ、共通領域における連携や職員のモチベーションを高める取組などの労働力不足を克服するための施策の方向性を示すもの。

労働力不足克服を阻む主な障壁・課題

1 少子高齢化と労働力供給の減少

人口減少や少子高齢化の進行など、労働力供給の制約。

2 労働集約作業への依存と機械化の遅れ

不定形な材料、変種変量生産への対応の困難さによる機械化の立ち遅れ。

3 全てを自社で行う自前主義の弊害

製品の研究開発から製造までの全てを自社で行う「自前主義」による技術の囲い込み。

4 製造現場で起こる世代間の葛藤・摩擦

世代間の仕事に対する意識のズレから生じる葛藤・摩擦の発生。

食品製造業における労働力不足克服ビジョン②

労働力不足克服のための施策の方向性

三本柱の方策

方策の方向

ビジョンの具体化

1 従業員のやる気を育てる

「関係の質の向上」と「心理的安全性の確保」

- ・ 結果を求める組織では定量的な成果を出そうとするばかりにチームの雰囲気や関係性が悪くなり、結果につながる様々な質が低下。**結果を出すためには、組織における関係の質を向上させていくことが重要。**
- ・ 「心理的安全性」とは、無知、無能、ネガティブだと思われる可能性のある行動をしても、このチームなら大丈夫だと信じられること。「**心理的安全性**」を作ること、よい人材が**成長実感**をもって定着する職場づくりにつながる。

「職員のモチベーションを高めるための取組」

職員のモチベーション向上の課題を抱える食品企業等が集まって議論する場を設け、モチベーションを上げていくために必要な取組等について意見交換を行うとともに、**専門家の助言を得て、具体的方策を検討。**

2 IT・機械設備の導入による生産性向上

「共通領域での技術開発」

- ・ 基礎的・基盤的な研究領域など共通領域で手を組んで研究を進める取組を進めていくことが重要。食品製造業全体の成長や産業競争力の強化といった視点を踏まえれば、**共通領域を明確化することで企業間の協調を強化し、我が国の強みを更に発揮**できる環境をつくる必要がある。
- ・ 異なるメーカーの**機器・装置をつなぐロボットやアタッチメントの開発や共通規格化、自動搬送装置の導入**等を推進することで、効率化につながる。

「食品産業イノベーション推進事業の充実・強化」

食品製造業の生産性向上に向けた革新的技術の活用・導入に際して、**各分野の知見を活用・融合**させることにより、低コストで操作性に優れた**新技術・システムの構築等**を行う**共同実証グループの取組**を支援。

3 多様な人材の活用

「女性・高齢者・外国人の活用促進」

- ・ **女性・高齢者の活用促進や即戦力となる外国人の確保が重要。**

「新たな外国人材受入れ制度の活用」等

② 外食・中食産業における生産性向上

- ・外食・中食産業は調理や盛付け等人手を要する工程が多い労働集約型産業。価格やサービス面のし烈な競争環境にもあり、労働生産性が低く、労働環境の改善が急務。
- ・今後は、これまで作成した「外食・中食の生産性向上コラム集」などの優良事例を基に、幅広い媒体から情報を発信し、生産性向上の取組を促進。

○ これまでに実施した具体的施策

施策	施策の概要																									
予算事業による支援 (1) コンサルティング業務 外食・中食事業者へコンサルティング・モデル事例創出 (2) プロモーション業務 生産性向上に資するノウハウを横展開	外食・中食事業者計9社に生産性向上のための課題分析から改善策の検討、実行支援を実施。結果は、ケーススタディとしてとりまとめ、公表予定。 ① 生産性向上に取り組む飲食関連事業者10社にヒアリングを実施し、内容をコラムとしてとりまとめ、公表。 ② 無料相談窓口を設置し、経営相談や適切な施策を紹介。 ③ ぐるなびと連携し、同社インストラクター、商工会議所、地方自治体に生産性向上に関する情報をインプットし、事業者への情報発信を促進。																									
他省庁との連携施策 (1) 農林水産省、経済産業省、厚生労働省（通称：チームM3）の3省協働 (2) 中小企業等経営強化法やIT導入補助支援事業(経産省/29補正)の支援策の周知。	関係省庁が協働して、生産性向上に関するセミナーを開催、ブースを出展し事業者の相談対応を実施。この一環で、「外食・中食産業の生産性向上支援ガイド」を作成・配布するとともにHPに掲載。 <table><tr><th>イベント</th><th>セミナー参加者数</th><th>ブース来場者数</th><th>相談対応者数</th></tr><tr><td>外食ビジネスウィーク</td><td>134名</td><td>571名</td><td>285名</td></tr><tr><td>SOUZAI JAPAN</td><td>115名</td><td>750名</td><td>375名</td></tr><tr><td>Foodit Tokyo</td><td>-</td><td>250名</td><td>125名</td></tr></table> 関係団体の総会やセミナー等における説明、会報等への寄稿文において各支援策を周知。 <table><tr><th>支援施策</th><th>外食・中食に係る認定件数</th><th>活用事例</th></tr><tr><td>IT導入支援事業</td><td>3,603件 ※H29補正実績</td><td>飲食店 会計システムによる帳簿管理、HP作成システム活用をしたHP開設による宣伝、求人情報掲載。</td></tr><tr><td>中小企業等経営強化法</td><td>1,177件 ※H30.11時点</td><td>弁当製造・販売事業者 調理用設備の導入（固定資産税の軽減）による、調理工程のマニュアル化。</td></tr></table>	イベント	セミナー参加者数	ブース来場者数	相談対応者数	外食ビジネスウィーク	134名	571名	285名	SOUZAI JAPAN	115名	750名	375名	Foodit Tokyo	-	250名	125名	支援施策	外食・中食に係る認定件数	活用事例	IT導入支援事業	3,603件 ※H29補正実績	飲食店 会計システムによる帳簿管理、HP作成システム活用をしたHP開設による宣伝、求人情報掲載。	中小企業等経営強化法	1,177件 ※H30.11時点	弁当製造・販売事業者 調理用設備の導入（固定資産税の軽減）による、調理工程のマニュアル化。
イベント	セミナー参加者数	ブース来場者数	相談対応者数																							
外食ビジネスウィーク	134名	571名	285名																							
SOUZAI JAPAN	115名	750名	375名																							
Foodit Tokyo	-	250名	125名																							
支援施策	外食・中食に係る認定件数	活用事例																								
IT導入支援事業	3,603件 ※H29補正実績	飲食店 会計システムによる帳簿管理、HP作成システム活用をしたHP開設による宣伝、求人情報掲載。																								
中小企業等経営強化法	1,177件 ※H30.11時点	弁当製造・販売事業者 調理用設備の導入（固定資産税の軽減）による、調理工程のマニュアル化。																								

○ 今後の具体的施策

① 情報発信 民間の媒体やイベントでのセミナー等を活用して、生産性向上の優良事例を発信		
		
農林水産省	民間会社	イベントセミナー
・生産性向上専用Webページ ・食料産業局 Facebook	飲食店と日常的に取引のある民間会社の社内報、HP、イベント等を活用	外食・中食関係のイベントにて、セミナーの開催
② 省横断の活動 「外食・中食産業の生産性向上支援ガイド」について、引き続き関係省庁と連携し、随時更新		
③ 関係団体等との連携 総会やセミナー、会報等を利用して、引続き各支援策や生産性向上の重要性を周知		

Ⅱ. 食品等の流通合理化

(1)食品流通合理化検討会

趣旨

- ・トラックドライバーの人手不足が深刻化する中で、国民生活や経済活動に必要不可欠な物流を安定確保するには、**サプライチェーン全体で物流改善に取り組む必要**。
- ・特に食品の輸送は、手荷役作業が多い、小ロット多頻度輸送が多い等の事情から、取扱いを敬遠される事例が出てきている。
- ・また、食品ロス削減への食品関連事業者による積極的な取組が求められている。
- ・このため、**食品流通の合理化**について、関係者による**検討会を設置し、具体的な方策を検討**するとともに、その**実現を図る**。

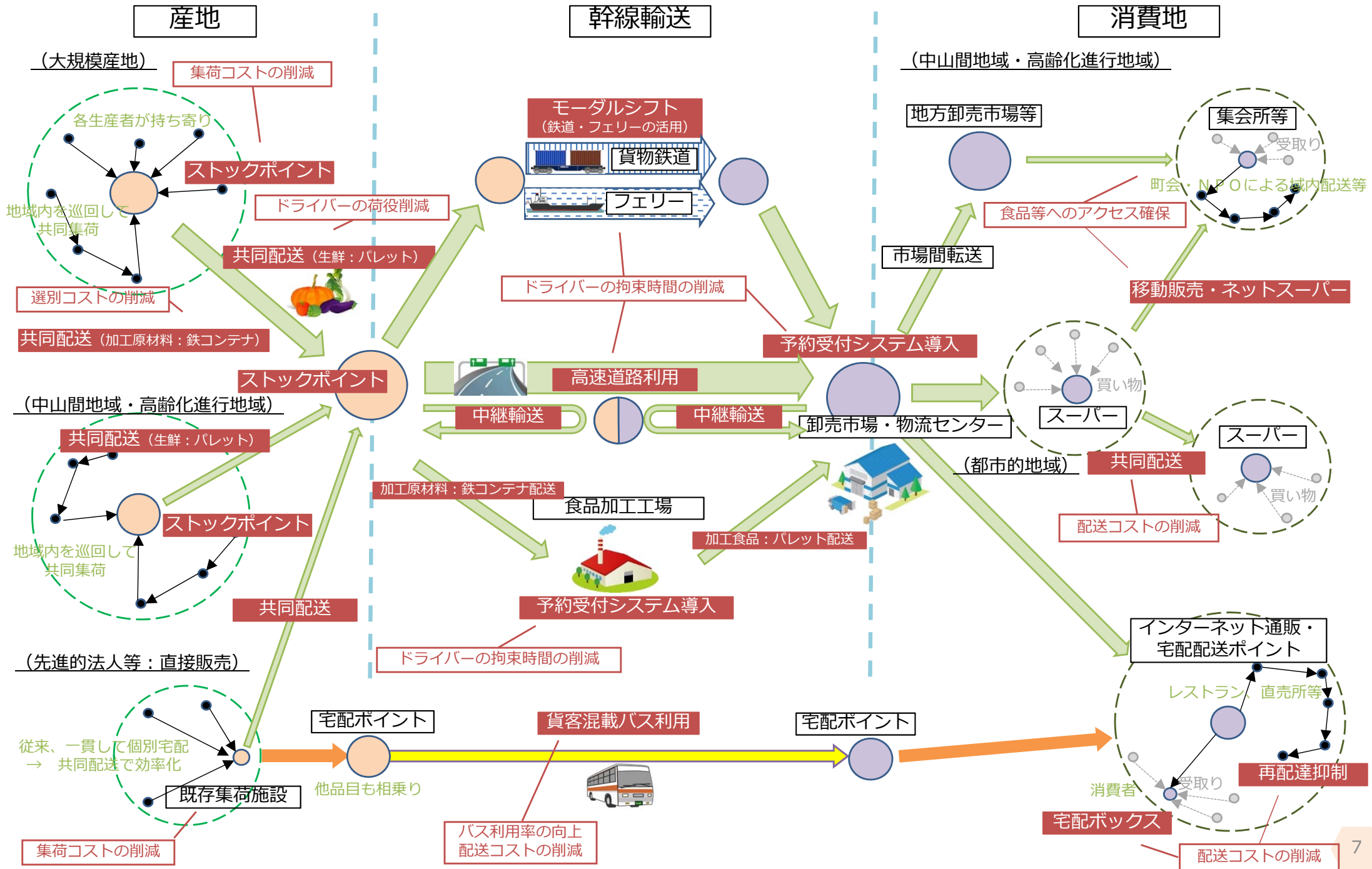
取組方向

産地	幹線輸送	消費地
・パレット化等による手荷役の軽減 ・パレット規格統一による保管管理作業の効率化 ・トラック予約受付システムによる待ち時間の削減 ・集出荷場の集約による効率化 ・ストックポイントの活用による共同配送の促進	・中継輸送による長時間労働の軽減 ・モーダルシフト（鉄道・船舶利用）によるトラック以外の輸送手段への分散 ・帰り便活用による積載率向上	・パレット化等による手荷役の軽減 ・パレット規格統一による保管管理作業の効率化 ・トラック予約受付システムによる待ち時間の削減 ・ストックポイントの活用による共同配送の促進 ・商慣行是正による配送効率化
・RFID等の技術を活用して商品・物流情報のデータを連携し、関係者間で共有することによる効率化・省力化		

食品流通合理化検討会のメンバー（設置予定）

農水省、経産省、国交省、発着荷主関係団体、運送業関係団体 等

(2)食品等の流通合理化の全体像



(3)現在進めている取組①

トラック予約受付システム

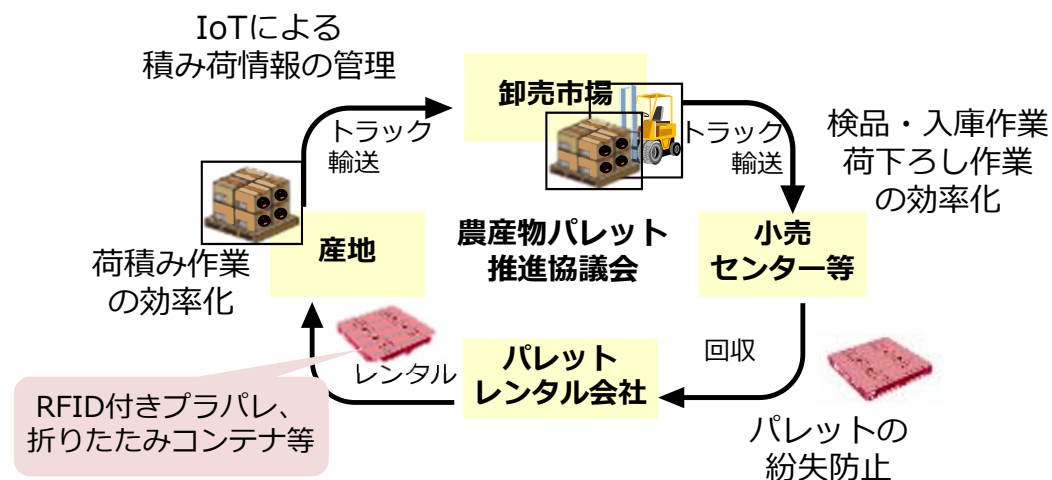
- ・産地の「効率的な集荷システム」
- ・物流センターへの「到着予約システム」



トラックバースの空き時間を見える化し、ドライバーがスマートフォンなどの端末から事前予約できるシステム

パレット化

- ・荷積み・荷下ろし作業の機械化
- ・RFIDを活用した積荷・パレットの管理



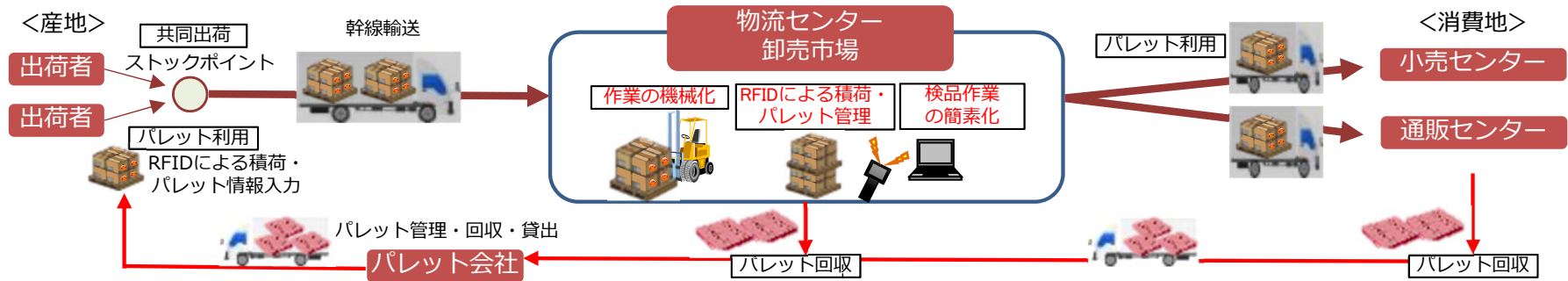
農産物パレット推進協議会（代表理事：全農）

正会員：業界団体、JA県本部・経済連、大規模卸売業者、レンタル事業者
利用会員：産地JA、中小卸売業者、物流業者
賛助会員：物流業者、仲卸業者、小売業者、実需者

現在進めている取組②

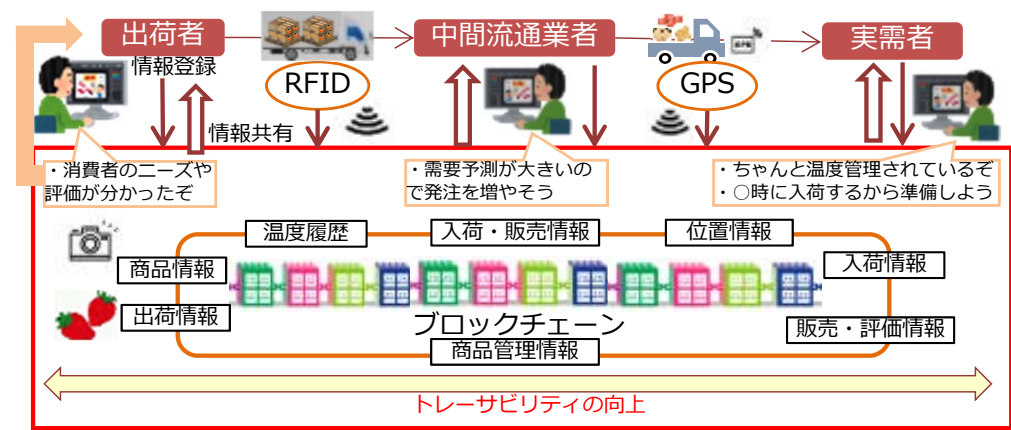
物流プラットフォーム

RFIDを活用した積荷・パレットの管理等により物流情報の共有化や業務の自動化を推進し、労働時間の短縮を実現。



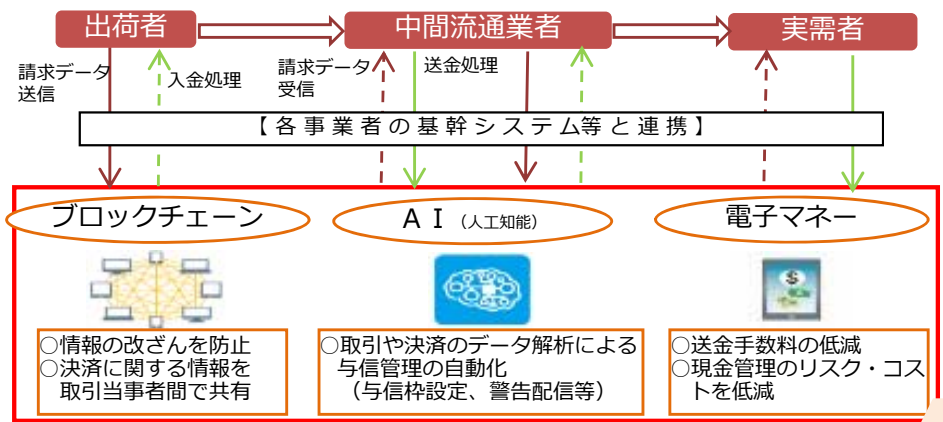
商品管理プラットフォーム

取引情報をリアルタイムで共有するとともに、過去のデータを蓄積し、トレーサビリティの向上、需要予測等に基づいた計画的な発注・出荷を実現。



決済プラットフォーム

ブロックチェーン等を活用して受発注業務の共通化を図り、コスト低減や決済データ解析を実現。

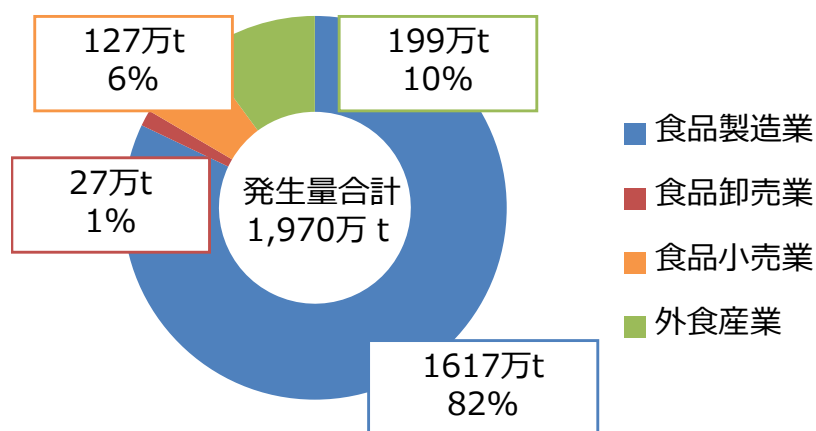


Ⅲ. 食品ロス削減

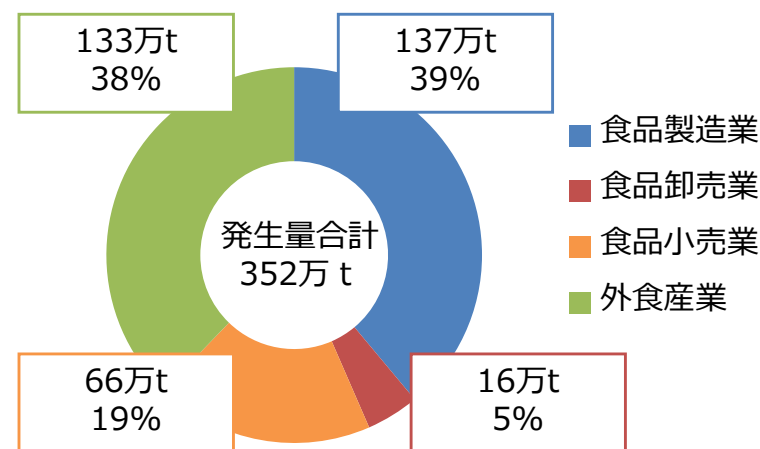
(1)食品廃棄物とリサイクルの現状

- ・食品廃棄物等の発生量は、2016年度で1,970万tとなっており、このうち食品製造業が82%を占めている。
- ・可食部の食品廃棄物等の発生量は352万tとなっており、このうち食品製造業が39%、外食産業が38%と大部分を占めている。
- ・また、登録再生利用事業者の行う再生利用事業の内訳は、肥飼料化が約8割を占める。(2019年4月18日現在)

○事業系食品廃棄物の業種別内訳（2016年度）



○事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳（2016年度）



○食品廃棄物等の再生利用等実施量（2016年度）

(単位：万t)

業 種	食品廃棄物等の年間発生量												
	計	再生利用	(用途別仕向先)						熱回収	減量	再生利用以外	焼却・埋立等	発生抑制の実施量
			飼料	肥料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール					
食品製造業	1,617	1,309	997	221	57	31	4	0	53	167	45	43	242
食品卸売業	27	13	4	6	1	2	0	-	0	2	2	11	8
食品小売業	127	48	21	15	3	9	1	0	0	1	2	76	26
外食産業	199	29	6	10	1	12	0	0	-	6	4	161	16
食品産業計	1,970	1,398	1,027	251	62	54	5	0	54	175	53	290	293

注：四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

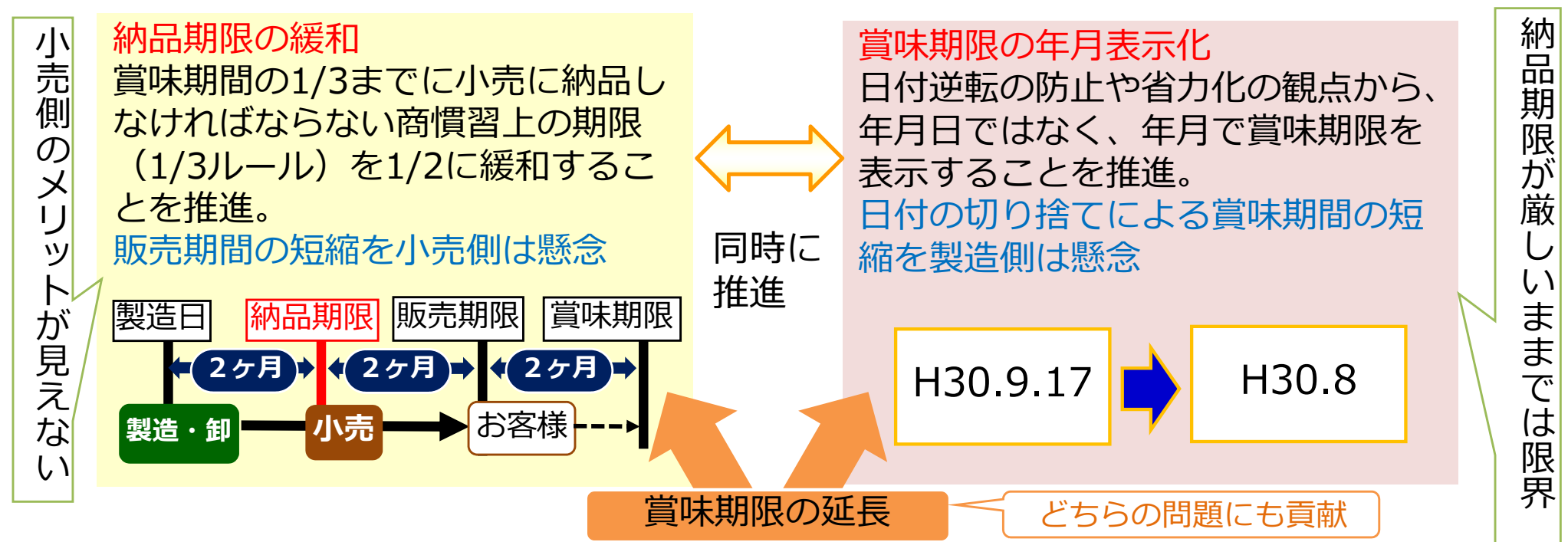
○登録再生利用事業者(163社)による再生利用事業種別内訳
(2019年4月18日現在)

再生利用事業の種別	件数
肥料化事業	106
飼料化事業	54
油脂・油脂製品化事業	25
メタン化事業	10
炭化事業	2

注：一事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、種別の件数の計と事業者数とは合致しない。

(2)食品ロスを減らす取組（1／3ルール等商慣習の見直し）

- ・過剰在庫や返品等、製造業・卸売業・小売業に跨がる課題についてはフードチェーン全体で解決する必要。農林水産省は、2012年度に「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置し、その取組を支援。
- ・常温流通の加工食品については、「納品期限の緩和」、「賞味期限の年月表示化」、「賞味期限の延長」を三位一体で推進。
- ・納品期限については、清涼飲料と賞味期間180日以上菓子について、大手の総合スーパー、コンビニエンスストアを中心に見直しが進んでいるが、今後は、取り組む企業や品目の拡大が必要。



	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限の緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	-	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

(3)食品ロス削減推進法の概要

・令和元年5月、議員立法として「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立・公布。（令和元年10月1日施行）

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①**国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していく**よう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日